

(仮称)西信達義務教育学校等整備事業

基本協定書(案)

令和6年8月8日

泉南市

基本協定書(案)

(仮称)西信達義務教育学校等整備事業(以下「本事業」という。)に関して、泉南市(以下「市」という。)と、【 】、【 】、【 】、【 】及び【 】は(以下、これらで構成するグループの各企業を個別に又は総称して「事業者」という。事業者のうち【 】を代表企業とする。)とは、以下のとおり、基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本事業に関し、事業者が落札者として決定されたことを確認し、市及び事業者間における、本事業及びこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結に向けて、市及び事業者双方の義務を定めるとともに、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

2 市と各業務を担当する事業者との間で締結する事業契約は以下のとおりである。

- ・事業基本契約
- ・工事関連設計業務委託契約
- ・工事請負契約
- ・工事監理業務委託契約

(努力義務)

第2条 市及び事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、事業契約の効力が生じるように最善の努力をするものとする。

2 事業者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続に係る(仮)西信達義務教育学校等整備事業者選定委員会及び市の要望事項を尊重するものとする。

(業務担当)

第3条 事業者は、本事業により整備される義務教育学校(付帯施設等を含む。)及び多機能化施設(付帯施設等を含む。)(以下、両施設を併せて「学校施設等」という。)

の設計に係る業務を【 】に、学校施設等の建設に関する業務を【 】に、学校施設等の工事監理業務を【 】にそれぞれ担当・履行させるものとし、【 】、【 】及び【 】はそれぞれ責任をもって前記業務を担当し、誠実に履行するものとする。

2 各事業者は、本事業で規定する各事業者の各債務の全てについて、相互に連帯債務を負うものとし、本協定及び事業契約で規定する各業務を担当する事業者による当該

業務の履行の確保が困難となった場合は、他の事業者が連帯して当該業務の履行を確保するための措置を行うものとする。ただし、法令に定めのあるものについては、法令に定める範囲で責任を負うものとする。

(事業契約の締結)

第4条 市及び事業者は、本協定締結後、令和7(2025)年●月●日までに、市が定める各事業契約の契約書(案)の内容で、事業契約を締結するものとする。ただし、市は、事業契約の締結がなされる前に、事業者の構成企業が入札説明書第3の3(2)ア「応募者の参加資格要件(共通)」に抵触すること、又は同イ「応募者の参加資格要件(業務別)」を満たさないことが判明した場合は、事業契約を締結しないことができる。

(準備行為)

第5条 事業者は、事業契約締結前であっても、自らの責任及び費用負担において、本事業の実施に関して必要な準備行為(設計に関する打合せを含む。)を行うことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で、事業者に対して協力するものとする。

(事業契約締結不調の場合の処理)

第6条 事業者は、事業者又は事業者の構成企業の責めに帰すべき事由により事業契約が締結されなかった場合は(事業契約のうち一つでも締結されなかった場合を含む。以下同じ。)、本事業に係る落札価格の10分の1に相当する金額を、違約金として市に支払わなければならない。

2 前項の場合を除き、事由の如何を問わず、市と事業者との間において事業契約の締結に至らなかった場合には、市及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、市及び事業者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

3 第1項の場合において、事業契約のうち一つでも締結されなかった場合、市は、締結したその余の事業契約を解除することができる。この場合、市は、事業者に対して、解除したことによる損害の賠償義務を負わない。

(秘密保持)

第7条 市及び事業者は、本事業又は本協定に関して相手方から提供を受けた秘密情報を相手方の同意を得ずして、本事業又は本協定上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また、次の各号に規定する場合を除き、第三者に公開してはならないものとする。

- (1) 事業者の本事業の遂行に必要な資金を融資する金融機関に対し提供する場合
- (2) 事業者及び前号に規定する者に対し、本事業に関して助言を行う弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントに対し提供する場合
- (3) 本事業に関して市に対し、本事業に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し提供する場合

- (4) 権限ある官公署の命令に従い提供する場合
 - (5) 市が法令又は泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号）等に基づき公開する情報
 - (6) 市が市議会の請求に基づき提供する情報
- 2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
- (1) 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報
 - (2) 第三者から正当に入手した情報
 - (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に得た情報
 - (4) 本条に規定する秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報
- 3 事業者は、本事業に関し、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、泉南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年泉南市条例第29号）、その他法令等を遵守し、市の指示を受けて適切に取り扱うものとする。
- 4 市は、事業者に対し、本事業に関し取り扱っている個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。
- 5 市は、本事業に関し、事業者の個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、事業者は直ちに市の勧告に従わなければならない。
- （管轄）
- 第8条 本協定に関連して生じる一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
- （本協定の終了時期）
- 第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、事業契約の締結日までとする。ただし、事業契約が泉南市議会の議決を得られず本契約が締結されなかったとき、又は市が事業契約の締結に至る可能性がないと判断して事業者に通知した場合には、その通知日までとする。その場合、市は事業者に対し一切の責任を負わない。
- 2 第6条及び第7条の規定の効力は、本契約の有効期間の終了後3年が経過するまで存続するものとする。ただし、前項ただし書に定める場合、市の通知日から3年が経過するまで存続するものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、市並びに事業者の代表企業及び構成企業がそれぞれ記名押印の上、市及び事業者の代表企業が1通ずつ保有する。

令和 年 月 日

市

事業者